

# 専門弁護士認定制度の認定分野と 認定基準について

武士 俣 敦\*

## 目次

- 1 はじめに
- 2 専門弁護士認定制度の概観
- 3 専門認定分野
  - (1) 専門認定分野を考える視点
  - (2) 諸外国の専門認定分野
  - (3) わが国における専門認定分野の検討
- 4 専門認定基準
  - (1) 認定基準の種類—諸外国との比較
  - (2) 外部評価基準としての専門認定基準  
—イギリスにおける法サービスの質基準
  - (3) わが国における認定基準の検討—適切性と可能性をふまえて
- 5 結語

## 1 はじめに

今般の司法制度改革の重要な一環として弁護士制度も大きな変革の真っ只中にある。すでにここ数年の間に弁護士法のレベルでは、事務所の法人化<sup>(1)</sup>、営業許可の自由化、報酬規定の撤廃、法律事務独占の例外の明文化<sup>(2)</sup>などの改

---

\* 福岡大学法科大学院

(1)

正措置がなされており、会則のレベルでは業務広告の自由化<sup>(3)</sup>が実現している。本稿では弁護士制度改革のアジェンダの一部として提起されている弁護士の専門化の推進と専門性情報の開示にかかわる制度構想、すなわち、専門弁護士認定制度をとりあげ、具体化のための若干の検討をおこなうものである。

2001年6月に発表された司法制度改革審議会意見書は、弁護士業務の専門化に関連して「弁護士広告の自由化に関し、弁護士の専門分野や実績等についても広告対象として認める方向で検討を加え、必要な措置を講じるべきである」とし、また「弁護士の専門性強化の見地から、弁護士会による研修の義務化を含め、弁護士の継続教育を充実・実効化すべきである」と述べているだけで<sup>(4)</sup>、専門弁護士認定制度を直接的に提言しているわけではない。だが、専門分野の広告に関して、日弁連の運用指針が、2000年10月以降の原則自由化のもとでも、「客観性が担保されないまま「専門家」、「専門分野」の表示を許すことは、誤導のおそれがある」から「日本弁護士連合会の「専門」の認定基準または認定制度を待って表示することが望まれる」と述べているように<sup>(5)</sup>、さしあたりアクセスの改善という見地から専門弁護士認定制度の導入が改革の視野に入ってくるのである。

このような制度は専門家としての認証を広告する権利と結びついて弁護士業務に益するとともに、対外的には専門性情報の開示と結びついて利用者からのアクセスに資するというメリットをもつと考えられる。世界を見渡すと、アメリカ、カナダ、イギリス、ドイツなど主要な国々ですでに専門弁護士認定制度が実施されている。わが国で制度化をはかろうとする場合には先行する諸国の制度のしくみや実績を検討する必要がある。そこで、ここでは制度の中心的要素である専門認定分野と認定基準についてアメリカ、カナダ、イギリスの3国の制度化の実情を探り、わが国においてはいかなるあり方が望ましいかを検討するものである。

## 2 専門弁護士認定制度の概観

専門弁護士認定制度は、ある一定の業務分野にすぐれた実務能力を有する弁護士をスペシャリスト（specialist）として公式に認証する仕組みである。いうまでもなく、ここには弁護士という1つの専門職業の中にさらなる内部分化が存在すること、もしくは存在すべきであることが含意されている。専門弁護士認定制度は、専門性という1つの次元に沿った弁護士界の内部分化、すなわち、専門分化（specialization）を反映し、それに基礎づけられるとともに、また、それを促してもいくであろう。すでに制度を有する諸国をみると、制度化が事実上の専門分化（de fact specialization）の進行と結びついていることがわかる。そして、この事実上の専門分化の進行は比較的最近世界的レベルで顕著になってきた動きであり<sup>(6)</sup>、西欧諸国では普遍的広がりをもった社会現象であることが推認される。おそらく、もっとも早くアメリカで1960年代に顕在化し、西ヨーロッパでも1980年代には専門分化は確たるものとなったとみられる<sup>(7)</sup>。

そこで、欧米における専門弁護士認定制度の状況を簡単に眺めてみよう。まず、アメリカでは1960年代後半から認定制度をめぐる動きが本格化した<sup>(8)</sup>。推進をリードしたのは1967年に設置されたアメリカ法曹協会（American Bar Association、以下A B Aと略記）の「専門化に関する委員会（Committee on Specialization）」（当初は特別委員会として発足し、1975年からは常置委員会となった）である。同委員会は、1970年代はじめにおこなわれたカリフォルニア州などの一部先進的な州における実験的な制度化の試みをふまえて、州による専門認定制度のためのガイドラインを作成し、これが1979年のA B A年次大会で公式に承認された。これがA B AのModel Plan of Specialization（以下モデル・プランと略記）と呼ばれるもので、アメリカの認定制度の標準型を示しているといつてよい。

1980年代に入ると、モデル・プランの影響をうけつつ個々の州独自の要素も加味しながら州ごとに認定制度の導入がじょじょに広がっていった。1990年代になると新しい動きが加わった。州の範囲を越えて専門認定をおこなう民間団体の出現である。州の認定制度とは無関係な民間団体による認定の事実を“specialist”ということばを使って広告してよいか争われた事件で、1990年連邦最高裁はそれまでとられてきた禁止措置を違憲とし、民間団体の認定にもとづく専門弁護士としての広告を容認したことから<sup>(9)</sup>、各州は、州が設営する認定制度以外にこの種の民間団体の承認と規制をおこなう必要にせまられた。ABAはこのような必要性に資するべく、また、民間団体による専門弁護士認定の無秩序な氾濫を防ぐべく、ABAとして認可しうる民間団体を選別する基準を1993年に採択した<sup>(10)</sup>。

こうして、アメリカにおける制度上の専門認定弁護士といわれる存在は、州の認定制度によって直接に認定される専門弁護士と民間団体の認定による専門弁護士に分けられ、後者はさらに州の規制機関によって認可された民間団体の認定による専門弁護士と認可されていない団体の認定専門弁護士に分かれる。

アメリカにおける制度化の現況をみると、専門弁護士としての認定がおこなわれているのは全部で19州を数える。このうち、州が直接に専門認定をおこなっているのは9州で、残りの10州では州によって認可された民間団体もしくは任意団体による認定を州の名において承認する制度を採用している。両方の制度を併せもつ州が5州ある<sup>(11)</sup>。州による直接認定だけという場合でも、必ずしも民間団体の認定プログラムが排除されているというわけではない。フロリダ州にみられるように、州が運営するプログラムと同じ扱いで取込まれていることもある。州によって認可されている認定団体はそのほとんどがABAが認可した全国規模の団体であり、その他に若干個別の州の弁護士会内部の任意団体がある。現在、ABAが認可しているのは5団体11プロ

グラムである<sup>(12)</sup>。

つぎに、カナダではオンタリオ州で1987年から州の弁護士会である Law Society of Upper Canada が運営する専門認定制度がみられる<sup>(13)</sup>。具体的なしくみは法律ではなく会則（By-Law）に定められていて、これまで10の法分野（倒産・破産法、移民法、民事訴訟、建設法、刑法、環境法、家族法、知的財産法、労働法、労働安全・保険法）で認定がおこなわれてきたが、2004年から新たに3つの分野（会社・商事法、遺産・信託法、不動産法）が加わることが報じられている<sup>(14)</sup>。弁護士会倫理規程により、この制度によって認定をうけた弁護士だけが広告に「専門家（specialist）」の表現を許される<sup>(15)</sup>。

イギリスのソリシタにおいても専門認定制度がおこなわれている。ソリシタの全国組織であるロー・ソサエティ（The Law Society）が運営するスペシャリスト・パネル（Specialist Panels）と呼ばれるものがそれである。特定の法分野についてパネルが設けられ、定められた要件を満たすとそのパネルのメンバーとなり、当該分野の専門弁護士として認定されたことになる。パネルのメンバーは広告で自らを「専門家」であると主張できる。すなわち、広告に関する規則では、正当化できるのであれば、ソリシタは特定分野の専門家であると主張してもよいとされており（Solicitors' Publicity Code 2001, 2(b)）、その正当化できる根拠のひとつとしてパネルのメンバーシップが明示されているからである（Guide to the Professional Conduct, 11.03, 4）。

ロー・ソサエティのスペシャリスト・パネルは1983年に始まり、1990年代なかばには9分野<sup>(16)</sup>、2004年には15分野へと徐々にその数が増えている<sup>(17)</sup>。この間、パネルの設置に関するロー・ソサエティの方針に転換があったようである。すなわち、1991年にロー・ソサエティの評議会はパネルの設置を拡大しないことを決定していたのであるが、その後、政府による法律扶助制度の変更が実務の世界で専門認定の拡大要求を生み出したことから、1997年に

は法律扶助業務の個別分野に対応させて専門認定分野の新たな創設を積極的に検討していくという方針が打ち出された<sup>(18)</sup>。

イギリスにおいて専門認定制度と法律扶助制度は2つの点でしっかりと結びつくことになる。第1に、イギリスの法律扶助制度は一貫して世界で最大の予算規模をもち、いわゆるジュデケア方式でおこなわれていることから、もっぱら法律扶助案件だけをやっている事務所が存在するといわれるほどに、ソリシタの業務獲得にとって法律扶助への一定の依存性が生じているからである<sup>(19)</sup>。第2に、法律扶助業務の配分方式として法律扶助運営当局とソリシタ事務所とのフランチャイズ契約というやり方がとられている点がある。契約にあたっては当局から提示される法サービスの質確保のための基準を満たさなければフランチャイジーになれず、法律扶助業務を請け負うことはできない<sup>(20)</sup>。このフランチャイジーになるための考慮要素のひとつとして特定業務分野における専門性、つまりはスペシャリスト・パネルのメンバーであるかどうかに関係してくるのである。フランチャイズ制は1993年から導入され、当初はフランチャイジー以外のソリシタ事務所も扶助案件を扱うことが可能であったのが、1999年「司法へのアクセス法 (Access to Justice Act)」による法律扶助制度改革によりフランチャイジーのみが契約にもとづいて排他的に担うようになった<sup>(21)</sup>。

最後にドイツについてごく簡単にふれておく。ドイツでは1990年代以降法律に根拠をもつ“Fachanwalt”と呼ばれる専門弁護士が存在する。連邦弁護士法 (Bundesrechtsanwaltsordnung) により、ある法分野について特にすぐれた知識と経験を有すると認定された弁護士は「専門弁護士」を標榜することができ、その分野として法律上に行政法、租税法、労働法、社会法の4つが規定され、その後法律に定める以外に家族法、刑事法、倒産法の3分野が追加されている<sup>(22)</sup>。

以上にみた諸国の専門弁護士認定制度はそれぞれに異なったものではある

が、どこにあっても、どういう業務分野に通じているのかという専門認定分野と何によって専門家であるかどうかを評価するのかという専門認定基準が制度の中核的要素であることは共通している。以下では、認定分野と認定基準についてそれぞれ諸外国との比較検討をおこない、わが国で制度を導入する場合、ありうべき認定分野と認定基準を考察する。

### 3 専門認定分野

そこでまず、専門認定にとって適切な分野という点から入っていく。というのも、専門認定の評価基準はどうしても分野ごとに個別的なものにならざるをえない場合があり、したがって認定分野の検討が先行せざるをえないという論理的な関係があると思われるからである。

#### (1) 専門認定分野を考える視点

##### ① 市民のアクセスという視点からみた望ましい分野

専門弁護士制度をつくる目的のひとつは、市民が弁護士を必要とするとき、どの弁護士がどういう分野に専門化しているのかという情報の開示をつうじて市民の弁護士へのアクセスを拡充することである。この観点から身近なところで参考となるのは市民の医師へのアクセスである。診療所や病院は外科、内科、胃腸科、耳鼻科、眼科などの政令で定められた診療科科名を広告で表示でき、実際にほとんどおこなわれている（医療法第69条第1項、同第70条第1項、医療法施行令第5条の11第1項）。表示診療科名が市民が病気になったときに医師や医療機関を選択するに際してのまずは基礎的な情報として役立っていることは確かであろう。もっともこれらの診療科名は専門認定をふまえたものではなく、自己申告制の専門表示制度にあたるものである。医師は、所定の診療科名であればその使用にあたって法規上の制約はなく自由に表示できるが、実際には事実上の専門化に対応して表示がなされていると考

えられる<sup>(23)</sup>。医療の世界では事実上の専門分化は顕著で、専門医の認定制度も個々の学会を基礎にしてつくられていたが、その広告は長らく禁じられてきた<sup>(24)</sup>。しかし、規制緩和の動きを背景によりややく2002年4月から認定された専門医であることの広告が許されるようになった<sup>(25)</sup>。

医師の場合、専門医表示はもちろんだが診療科名表示にしても、そのベースには教育（研修）と訓練（経験）があるわけで、弁護士の場合とその点で大きく状況が異なっている。弁護士は2000年10月からの広告自由化で自己の「得意分野」といった情報を提供できるようになったが、そこには教育と経験の裏づけが保障されているわけではない。専門性情報の提供をたんに広告に任せるのではなく、制度的なものにしようとする場合、ヨーロッパでみられる自己申告制の専門表示制度という形態がある。しかし、これは医師の診療科名表示のように事実上の専門分化が存在していなければ情報の信頼性という点では意味をなさないであろう<sup>(26)</sup>。専門認定制度は教育と訓練の裏づけを必須とし、専門性の質をオーソライズするものであるから専門表示制度とは異なる。市民からみたときの問題は、専門性情報の信頼性は広告、表示制度、認定制度の順に高まっていくのにたいし、専門性情報の量は逆に少なくなっていくということであろう。

これは認定制度の構築にあたってひとつの大きなジレンマである。ただ、市民への情報公開という視点で考えたときには情報の量はやはり重要である。もし、専門性に関する提供情報の豊富化をはかるとすれば、教育と訓練の裏づけをゆるくする方向で専門分野を考えることになるだろう。そうするとおのずから、漠然とした名称（ラベル）の分野か、または特定のあつてもいろんな分野を網羅的に設定することになるだろう。いずれにせよ、表示制度に近づくことになるだろう。

## ② 事務所経営という視点からみた望ましい分野



専門弁護士制度の目的には、依頼者一般、とくに市民への情報公開という面もあるが、弁護士業務の改革もしくは改善という側面も重要である。専門弁護士制度を通じて弁護士業務が高度化するとともに、弁護士界内で適切な分業・協業体制が形成され、それが事務所経営を成り立たしめるものになる必要がある。すなわち、実際にこの制度が活用されること、認定が業務と結びつくこと、認定がたんなる勲章のごとき飾りではないということが重要である。一般論として、専門分野が実際におこなわれる業務と無関係に考えられても無意味であるということが確認されるべきである<sup>(27)</sup>。

認定分野が業務の採算性と結びつかなければならないとしたら、それは現実にはさまざまな濃淡をもつ弁護士の職域の実態をふまえたものである必要がある。専門化がペイするための経済的基盤には一般的なレベルでつぎの3つのメカニズムが考えられる。第1に、市場メカニズムである。専門化によるサービスの質の向上と効率的な事件処理が需要と供給のよい循環をつくりだしていく場合である。このようなメカニズムに依拠する分野としては、大量の事件を迅速に処理することにより採算性がとれる分野、いわば薄利多売方式が成り立つような分野が考えられる。第2に、法律扶助のような公的なメカニズムを媒介として採算性がとれるような分野がありうる。実際、上でふれたようにイギリスではこのようなメカニズムで専門認定制度が推進されている。第3に、市場と公的制度的中間的なメカニズムもありうるであろう。たとえば、成功報酬制度や保険制度との接合によって専門化が成り立ちうる分野も予想しうる。どのメカニズムに依拠するにせよ、専門化がペイすることに寄与する力になるように認定分野を定めることが制度構築にあたって必要なもうひとつの視点であろう。

## (2) 諸外国の専門認定分野

では、上記2つの視点をふまえて専門認定分野をどのように定めたらよい

だろうか。まずは、手がかりを得るために、アメリカ、カナダ、およびイギリスの専門認定分野を参照してみよう。

① アメリカの専門認定分野

アメリカではどのような専門分野があるだろうか。ABAは1979年に専門認定制度のしくみであるモデル・プランを策定した後、本来そこに含まれるべき個別的な認定分野とそれぞれの認定基準をかなり遅れて1987年に発表した。これは Model Standards for Specialty Areas（以下ではモデル・スタ

第1表：ABAモデル・スタンダードの認定分野

モデル・スタンダードのラベル	対応ABAセクション
1 海事 (Admiralty)	_____
2 上訴実務 (Appellate Practice)	Litigation
3 破産 (Bankruptcy)	_____
4 企業・会社法 (Business & Corporate Law)	Business Law
5 公民権法 (Civil Rights Law)	Individual Rights & Resp.
6 民事事実審 (Civil Trial Practice)	Litigation
7 債権回収 (Collection Practice)	_____
8 商事法 (Commercial Law)	_____
9 刑法 (Criminal Law)	Criminal Justice
10 遺産計画 (Estate Planning & Probate)	Real Prooerty, Probate & Trust
11 家族法 (Family Law)	Family Law
12 政府契約 (Government Contracts & Claims)	Public Contract Law
13 移民法 (Immigration Law)	Immigration Law
14 保険法 (Insurance Law)	Tort & Insurance Practice
15 国際法 (International Law)	International Law & Practice
16 労働法 (Labor & Empolymnt Law)	Labor & Empolymnt Law
17 軍法 (Military Administrative Law)	_____
18 知的財産法 (Patent, Trademark & Copyright)	Intellectual Property Law
19 不法行為 (Personal Injury & Property Damage)	Tort & Insurance Practice
20 不動産法 (Real Property Law)	Real Prooerty, Probate & Trust
21 証券法 (Securities Law)	_____
22 税法 (Taxation)	Taxation
23 労災補償 (Workers' Compensation)	_____
24 天然資源 (Natural Resources Law)	Environment, Energy & Resources
25 環境法 (Environmental Law)	Environmental Law

ンダードという) と呼ばれる<sup>(28)</sup>。第1表は、このモデル・スタンダードに採用された全部で25の専門認定分野を示している。基本的に、「海事」、「破産

法」、「商法」といった実定法の諸分野に対応づけられているが、一部、個別法分野を横断して訴訟遂行というスキルの面を捉えた「上訴実務」、「民事事実審」の2つが専門分野として採用されている。いうまでもなく、これらの25の専門分野は実際に制度として実施されているものではなく、州が認定制度を実施する場合に依拠するためのモデルとして提案されたものである。おそらく、作成当時のABAにとってリストアップし得るものを網羅的に示したものと考えられる。しかし、なぜこの25分野なのか、これで尽くされているのか、といった根拠は自明ではない。一つ考えられるのは、ABAを構成する内部団体であるセクションとの関係である。第1表からわかるように、対応するセクションをもつ専門分野がかなりの割合を占めている（25分野中18分野）。このセクションというのは特定の法分野の事実上の専門弁護士が集っているグループであり、弁護士会のこの種の内部体制の有無や充実の度合いが専門分野の決定に大きく作用することがうかがわれる<sup>(29)</sup>。

ではアメリカで実際にはどのような専門分野が制度化されているのだろうか。それを示しているのが第2表である。これはアメリカで専門認定制度をもつ州ごとにどのような認定分野が採択されているかをまとめたものである<sup>(30)</sup>。ただし、この第2表で用いられている認定分野の名称（以下ではラベルと呼ぶ）には個別の専門認定プログラムの名称そのものをラベルにしているのと同種の専門認定プログラムをひとまとめにしたカテゴリー名称をラベルにしているのが混じっていることに注意されたい<sup>(31)</sup>。一見して、沢山の分野があるが、実際の制度化には州によってかなりの不均等があることがわかる。

ABAのモデル・スタンダードと照らし合わせると、モデル・スタンダードにはあつてまったく制度化されていない分野として、いわゆる企業法務に属する分野がある。すなわち、「企業・会社法」、「商法」、「保険法」、「知的財産法」、それに「証券法」である。他方、モデル・スタンダードにあつて州でも実施されている分野がある。ここにあるのは、「家族法」、「遺言・信託・遺

第2表：アメリカにおける専門認定分野

ラベル	AL, AZ, CA, CT, FL, HW, ID, IN, LA, ME, MN, NJ, NM, NC, OH, PA, SC, TN, TX	計
破産	# * *# # # # # # * # # # * *# # # *# # *#	19
民事事実審	# # # # *# # # # # # # *# * # # # # # # *#	17
刑事事実審	# # # # *# # # # # # # *# * # # # # # # #	17
老齢者法	# # # *# # # # # # # # # # # # # # #	14
遺言遺産	* * * *# # # # # * # # # * *# # # * # * *	13
人事事実審	# # # # # # # # # # # # # # # # # # #	12
家族法	* * * * # * * * * # # # # # # # # #	10
専門家責任	* # # # # # # # # # # # # # # #	9
労災補償	* * # * # # # # # * * * # # # # # #	9
税法	* * * * # # # # # # # # # # # # # # #	8
不動産	* * * * # # # # # # # # # # # # # # #	7
労働法	* * * * # # # # # # # # # # # # # # #	5
上訴実務	* * * * # # # # # # # # # # # # # # #	5
刑法	* * * * # # # # # # # # # # # # # # #	4
移民法	* * * * # # # # # # # # # # # # # # #	4
人身被害	* * * * # # # # # # # # # # # # # # #	2
天然資源	* * * * # # # # # # # # # # # # # # #	2
行政法	* * * * # # # # # # # # # # # # # # #	2
保健法	* * * * # # # # # # # # # # # # # # #	2
消費者法	* * * * # # # # # # # # # # # # # # #	2
独禁法	* * * * # # # # # # # # # # # # # # #	1
少年法	* * * * # # # # # # # # # # # # # # #	1
海事法	* * * * # # # # # # # # # # # # # # #	1
航空法	* * * * # # # # # # # # # # # # # # #	1
国際法	* * * * # # # # # # # # # # # # # # #	1
環境法	* * * * # # # # # # # # # # # # # # #	1
企業争訟	* * * * # # # # # # # # # # # # # # #	1
計	5 8 13 4 21 7 7 5 4 7 6 9 13 12 11 5 8 7 18	

[記号・略号]

\* : 州の認定プログラム

# : 民間団体の認定プログラム

AL : Alabama, AZ : Arizona, CA : California, CT : Connecticut, FL : Florida,

HW : Hawaii, ID : Idaho, IN : Indiana, LA : Louisiana, ME : Maine, MN : Minnesota,

NJ : New Jersey, NM : New Mexico, NC : North Carolina, OH : Ohio, PA : Pennsylvania,

SC : South Carolina, TN : Tennessee, TX : Texas

(出所 : <http://www.abanet.org/specialization/state.html>)

産」、「刑法」、「民事事実審」、「破産法」など早くから制度化されていた分野で認定者数も多い分野である。さらに、モデル・スタンダードにはないが州

レベルでは実施されている分野もある。たとえば、「行政法」、「航空法」、「保健法」、「専門家責任」、「高齢者法」などがそれである。これらのうち、前の3つはフロリダ州だけにみられるのたいし、後の2つは新規ではありながら全米レベルの民間団体の認定プログラムのゆえに多くの州に広がっている。

第2表は現時点での分布を示しているだけで、時間的な専門分野の変動は捉えることができないので、時間的な変化についてもふれておこう。古さと普及度からみたとき、認定制度が具体化しはじめた初期の頃からのいわば伝統ある分野は「家族法」、「税法」、「労災補償」である。「刑法」と「不動産法」もそれにつづく主要分野である。その後の世代として1980年代に「破産」、「遺言・信託・遺産計画」といった分野が加わった。一番新しいのが、1990年代に登場して数多くの州で採択されるようになった「専門家責任」、「高齢者法」などの民間団体プログラムの一部と、逆に採択州の数がきわめて少ない分野である。「破産」と「遺産計画 (estate planning)」は州のプログラムと民間団体プログラムがかなりの程度に併存する分野となっている<sup>(32)</sup>。

このような専門認定分野の採択状況からいろいろ疑問が浮かんでくる。これらの認定分野の採択のばらつきはいったい何によるものだろうか。なにかしら普遍性のある認定分野というものがあるのあろうか。採択州の多い分野である破産、遺言・信託・遺産、民事事実審、刑事事実審などは一般的に専門認定に適した分野とっていいのだろうか。それとも各認定分野は各州固有の事情をぬきにはありえないものなのだろうか。アメリカにおけるこのような専門分野の誕生はいったいどのような理由によるものかという問題はここではさておいて、なお、若干の他の国の専門認定分野をみてみよう。

## ② カナダの専門認定分野

カナダのオンタリオ州における専門認定分野のラベルは第3表に示す通りである。前にも述べたように、現在、全部で13分野が採択されている。これ

第3表：カナダの専門認定分野

専門分野	プログラム名
1 倒産・破産	Bankruptcy & Insolvency Law
2 民事訴訟	Civil Litigation
3 刑事法	Criminal Law
4 環境法	Environmental Law
5 家族法	Family Law
6 移民法	Immigration Law
7 知的財産法	Intellectual Property Law
8 労働法	Labour Law
9 労働安全・保険法	Workplace Safety & Insurance Law
10 建設法	Construction Law
11 企業・商事法	Corporate & Commercial Law
12 遺言・信託	Estate and Trusts Law
13 不動産法	Real Estates Law

らのうち、ほとんどの分野は表現上の差異はあってもアメリカでもどこかでおこなわれてのものである。アメリカでおこなわれていない分野を拾いあげると、「建設法」、「企業・商事法」、「知的財産法」の3分野がある。

「知的財産法」がカナダにあってアメリカにない理由はかなり明白である。アメリカでは早くから特許・商標分野の弁護士が専門分化して（いわゆる“Patent Attorney”）、すでに1951年から特別に専門家として表示が認められてきた事情があるからである<sup>(33)</sup>。「企業・商事法」については、アメリカで採択されてはいないが、モデル・スタンダードに同様のラベルが存在する。おそらく、カナダ独自といえる認定分野は「建設法」であろう<sup>(34)</sup>。

### ③ イギリスの専門認定分野

最後にイギリスを見てみよう。第4表はイギリスのソリシターの専門認定分野を示している。すでにふれたように、イギリスではソリシタの団体であるロー・ソサエティのなかに特定分野の専門性を認定されたソリシタから構成されるスペシャリスト・パネルと呼ばれるグループがあり、一応このパネルの分野が専門認定分野ということになる。一応というのは、アメリカやカ

第4表：イギリスの専門認定分野

専門分野	パネル名
1 子の監護	Children Panel
2 医療過誤	Clinical Negligence Panel
3 地方行政	Diploma in Local Government Law and Practice
4 支払不能	Licensing of Insolvency Practitioners
5 精神衛生	Mental Health Review Tribunal Panel
6 人身被害	Personal Injury Panel
7 都市計画	Planning Panel
8 上位裁判所弁論	Rights of Audience in the Higher Court
9 家族法	Family Law Panel
10 移民法	Immigration Law Panel
11 家事調停	Family Mediation Panel
12 民事・商事調停	Civil & Commercial Mediation Panel
13 家族法上級	Family Law Panel Advanced
14 刑事法	Criminal Litigation Accreditation Scheme
15 被疑者援助	Police Station Representative Accreditation Scheme

ナダとはかなり異なった特異性がみられるからである。

現在、総数では15のパネルが存在するが、その中には法律家としての専門性を認定する分野とはいえないものも含まれているからである。「家事調停」、「民事・商事調停」、および「被疑者援助」の3つはそのような分野である。家事にしても、民事・商事にしても調停業務は法律家固有の領域ではない。また、「被疑者援助」はソリシタではない人を専門家として認定しようとするものである<sup>(35)</sup>。さらに、「上位裁判所弁論」は、1990年の立法によりそれまでバリスタが独占していた上位裁判所における法廷弁論権がソリシタにも拡大されたことから<sup>(36)</sup>、法廷業務を担えるソリシタを選別するものとなっている。だから、新規に開かれた職域への対応であって事実上の専門分化が基礎にあったわけではない。そして、これらの分野の一般的背景には二元的弁護士制度や非弁規制のゆるやかさといったアメリカやカナダとちがったイギリス特有の事情がある<sup>(37)</sup>。

総じて、イギリスでは特定の制度や法律の制定や改定と絡んでアドホックにパネルという認定分野が形成されている。いいかえると、15のパネルを貫

く統一的な設計方針は存在しない。「家事調停」、「民事・商事調停」、「刑事訴訟」は2001年からスタートしたもっとも新しい分野であるが、1999年の現行法律扶助制度の成立、とくに民事法律扶助における裁判外紛争処理への重心移動<sup>(38)</sup>、ならびに新しい刑事法律扶助のしくみに対応している。1998年から始まった「家族法」、1999年から始まった「移民法」も旧法律扶助制度のもとのフランチャイズ制の浸透に影響されていると思われる。「支払不能」は他の分野とちがってそこでの認定はライセンスの取得である。1986年の支払不能者法（The Insolvency Act）のもとでロー・ソサエティがライセンス付与団体の一つとして承認されていることから設けられている分野であって、弁護士界だけのライセンスではない<sup>(39)</sup>。また、おそらくもっとも早い分野が1984年にスタートした「精神衛生」で、これは1983年の精神衛生法（Mental Health Act）で精神病患者の代理が定められたことをきっかけとしている<sup>(40)</sup>。

加えて、これらパネルのなかにはソリシタだけでなく、ソリシタ事務所に雇用されているパラリーガルである“Legal Executive”をもスペシャリストとしての認定対象にしているものがかなりあることが注目される<sup>(41)</sup>。

### (3) わが国における専門認定分野の検討

さて、アメリカ、カナダ、イギリスの専門分野を瞥見したところで、ここからわが国においてどのような専門分野を設定したらいいかという本題に進もう。だが、その前にわが国における専門弁護士認定制度の検討状況についてふれておこう。この問題に先駆的に取り組んできた東京弁護士会業務改革委員会は、2001年3月に制度創設に向けて会にたいし意見書を提出した<sup>(42)</sup>。そこには業務改革委員会としてのつぎのような検討試案が示されている。認定分野に関してはつぎのように述べられている。

「専門認定の対象となる認定分野は、ドイツやフランスのような



社会法や労働法のような大まかなものでは需要に対応しきれないので、少なくとも現在の東京弁護士会の法律研究部がある各分野程度に細分化した認定分野を設けることが必要であろう。」

また、認定基準としてつぎのような試案が示されている。

「法律研究部に3年在籍して5人以上の承認を得たもの、又は弁護士情報提供システムの要経験分野に登録して3年を経過し、同じ分野で5人以上の承認を得たもの」

ここには、具体的に認定分野が提言されているわけではないが、わが国での認定分野の候補として、東京弁護士会の法律研究部の各分野と弁護士情報提供システムの要経験分野が示唆される。東弁には現在14の法律研究部がある（医療過誤法部、会社法部、家族法部、金融取引法部、刑事弁護部、国際取引法部、相続遺言部、通商法部、倒産法部、独占禁止法部、不動産法部、弁護士業務部、無体財産法部、インターネット法律研究部）。そして、弁護士情報提供システムの要経験分野とは、「特殊損害賠償関係」、「会社再建関係」、「特殊社会問題関係」などかなり大まかな括りで9分野あり、それぞれの中がさらに細かくいくつかに分けられている<sup>(43)</sup>。

そこで、以上に見た各国の専門認定分野を対照させることにより、何が見えてくるか探してみよう。日本については比較対照のために便宜上東京弁護士会の法律研究部の分野を採用する。少なくとも2ヶ国で共通する分野をとりあげた対照表である第5表にもとづいて検討してみよう。

各国すべてに共通してみられる分野として挙げられるのは、まず、刑事法・刑事訴訟の分野である。アメリカでは“criminal law”と“criminal trial advocacy (practice)”というラベルが使い分けられている<sup>(44)</sup>。ここでは、トライアル、すなわち事実審の実務が刑事法のなかでの固有の分野として意識されている。カナダでは“criminal law”という単一名称である。ここでは一審も上訴審も含めてひとくくりになっている<sup>(45)</sup>。日本の刑事弁護部という

第5表

専門分野	アメリカ*	カナダ	イギリス	日本**
刑事法・刑事訴訟	criminal law/ criminal trial	criminal law	criminal litigation accreditation scheme	刑事弁護部
家族法	family law/matrimonial	family law	family law/ children	家族法部
破産・倒産	bankruptcy (business/consumer)	bankruptcy & insolvency	insolvency	倒産法部
移民法	immigration & nationality	citizenship & immigration	immigration law	—
人身被害	personal injury/ medical prof. liability	—	personal injury/ clinical negligence	医療過誤法部
遺言・信託・遺産	probate, trust, estate	estates & trusts	—	相続・遺言部
不動産法	real estate (or property)	real estate	—	不動産法部
労働法	labor & employment	labour law	—	—
労災補償	workers' compensation	workplace safety & insurance	—	—
民事訴訟	civil trial	civil litigation	—	—
知的財産法	—	intellectual property law	—	無体財産法部
行政法	local government/ administrative law	—	local government	—

\* アメリカの場合、1つの州しか採択していない分野は比較の対象外とした。

\*\* 日本の場合、東京弁護士会の法律研究部の名称である。

のも同じ発想であろう。イギリスのソリシタの刑事法認定分野である“Criminal Litigation Accreditation Scheme (CLAS)”は刑事法律扶助の一環で、日本の当番弁護士制度のモデルになった Duty Solicitor の選任資格と結びついている<sup>(46)</sup>。したがって、同じく刑事法とはいっても他の3ヶ国とはやや内容を異にするといえよう。

第2に、家族法という分野が挙げられる。ここでは、イギリスだけが“family law”とは別建てで“children”（「子の監護」）という独立の専門分野があるのが特異である。第3に破産・倒産の分野がある。アメリカではこの破産分野の内部がさらに企業破産、個人破産の領域に細分化された分野設定が広くおこなわれている点が他国と異なる<sup>(47)</sup>。

以上から、これら刑事法・刑事訴訟、家族法、破産・倒産の3分野は、その根拠はさておき、広く世界でみられるという意味で普遍性のある専門認定分野といえそうである。それゆえ、わが国での制度化に際して、認定分野の有力候補といえるかもしれない。

つぎに、第5表における上記3分野以外の分野、つまり、移民法、人身被害、遺言・信託・遺産、不動産法、労働法、労災補償、民事訴訟、知的財産法、および行政法の各分野は4ヶ国すべてではなく、2ヶ国ないし3ヶ国で取り入れられている分野である。このバラツキの背景、いいかえれば、これらの分野が、なぜある国では採用されているのに別の国では採用されていないのかという理由を考えることにより、専門認定分野の採択の背後になんらかの規則性のごときものがないかどうか探してみたい。弁護士業務にかんする比較法社会学的な知見などをふまえて検討すると、さしあたり、つぎのようなことがいえるのではなかろうか。

① いわゆる企業法務といわれる分野がないこと。

まず、第5表をみてどの国でも会社法、商事法、証券法といった企業法務分野が専門認定分野になっていないことがわかる。これらの分野が認定分野

とされないのは依頼者層が企業であることに関係があると思われる。企業は一般市民に比べ弁護士利用のリピーターであり、みずから弁護士を選別する能力があると考えられる。専門情報提供のニーズという観点からすると、専門認定分野とすべきものの対象からはずれてくるものと思われる。また、アメリカではすでに企業法務の分野に特化した弁護士たちは専門家としての認定に関心を示さないという事情があるようである<sup>(48)</sup>。したがって、制度化へのイニシアティブをとる弁護士たちがあまりおらず、企業法務関係の分野が認定分野として採択されないという結果につながっていると想定される。

② 事実上の専門化が確立し独占化がなされている分野、あるいは、だれもが等しく扱っている分野は専門認定分野にはならない。

第1の点とも関連するが、事実上の専門弁護士が確立し、独占的に業務遂行している分野では弁護士にあえて専門認定を得ようとするインセンティブが働かず、制度化へのイニシアティブがとられないと考えられる。このことは企業法務関係分野にあてはまる他、古くからパテント・アトニーの呼称が存在するアメリカで知的財産法が専門認定分野になっていないことの説明になるだろう。

また、弁護士のほとんどだれもが恒常的にたずさわっている分野も認定分野にはならないようである。この例証がイギリスにみられる。イギリスで不動産法が認定分野にないのはソリシタが長く不動産関係の法律業務であるコンヴェイヤンシング (conveyancing) にたいする独占権をもち、事実上も独占的に従事してきたからである<sup>(49)</sup>。1983年にこの独占権は廃止されるが、1970年代まではソリシタの総収入の約半分を占めていたとされる伝統的な業務分野である<sup>(50)</sup>。ほとんどすべてのソリシタが大なり小なりこなしているこうした業務の分野は専門認定分野としては現れないのである。同じことが遺言・信託の分野についてもあてはまる。遺言・信託については独占を認められていたわけではないが、実質は土地とその承継に関する業務ということで歴

史的にコンヴェイヤンシングと関連して形成されてきた、それに次ぐソリシタの主要業務であった。1970年代頃まではコンヴェイヤンシングと遺言関係業務を合わせて総収入の約3分の2を占めていたとされる<sup>(51)</sup>。

民事訴訟という分野についても、同じ見方でアメリカおよびカナダと日本との差異を説明できよう。アメリカとカナダでは民事訴訟が認定分野になっているのに日本ではなぜそれが出てこないのか。それはどの弁護士も民事訴訟をやっているからである。どの弁護士にとっても経営を成り立たせている基本的な職域だからである。そういう状況において民事訴訟という認定分野が取り上げられることはないだろう。

③ 一般的に敬遠される分野は専門分野として採択されている。

ここで、敬遠される分野とは報酬の少ない、実入りの少ない分野という意味である。第6表でいえば、「刑事法」を筆頭に、「家族法」、「移民法」などはそのような分野であるといつてよいだろう。一見逆説的にみえるが、こうした分野が専門認定分野として採択されている。これは、弁護士外の事情、つまり法律扶助制度との結びつきによるものと考えられる。

この関係が一番はっきりとみられるのがイギリスである。既述のように、イギリスでは法律扶助案件は法律扶助当局とフランチャイズ契約を結んだ法律事務所のみおこなわせる仕組みをとっている。そして、このフランチャイズには法分野に対応するカテゴリーが定められている。法律事務所はカテゴリーごとに契約を結び、そのカテゴリーに属する案件を引き受けることになる。第6表はフランチャイズ・カテゴリーとソリシタのスペシャリスト・パネルの対応を示したものである。現在、フランチャイズ・カテゴリーは15あるが、このうち第6表の1番目の「犯罪」から11番目の「医療過誤」までが「1999年司法へのアクセス法」より前、つまり旧法律扶助制度の時代からのものである<sup>(52)</sup>。そして、フランチャイズ・カテゴリーとスペシャリスト・パネルの関係をみると、フランチャイズ15分野中7分野（「犯罪」、「家族」、

「移民」、「負債」、「精神衛生」、「人身被害」、「医療過誤」) がスペシャリスト・パネルと重なっている。また、スペシャリスト・パネルは、現在、全部で15設置されているが、そのうち9つのパネル(「子の監護」、「医療過誤」、「支払不能」、「精神衛生」、「人身被害」、「家族法」、「家族法上級」、「移民

第6表 イギリス法律扶助フランチャイズ・カテゴリー

フランチャイズ・カテゴリー	スペシャリスト・パネル
1 犯罪 (Crime)	Criminal Litigation Accreditation Scheme
2 家族 (Family)	Family Law Panel / Children Panel
3 人身被害 (Personal Injury)	Personal Injury Panel
4 消費者・一般契約 (Consumer & General Contract)	_____
5 居住 (Housing)	_____
6 移民 (Immigration)	Immigration Law Panel
7 福祉受給 (Welfare Benefits)	_____
8 雇用 (Employment)	_____
9 精神衛生 (Mental Health)	Mental Health Review Tribunal Panel
10 負債 (Debt)	Licensing of Insolvency Practitioners
11 医療過誤 (Clinical Negligence)	Clinical Negligence Panel
12 教育 (Education)	_____
13 コミュニティケア (Community Care)	_____
14 警察への行動 (Actions Against the Police)	_____
15 公法 (Public Law)	_____

法」、「刑事法」) がフランチャイズに関係している。

このように、経済的に魅力に乏しい分野が、必ずしもそれだけではないにしても、法律扶助という公的な政策的でこ入れによって専門化の経済的基盤が与えられ、それが専門認定制度と接合することによって、実際に専門化を促がしていくというメカニズムがイギリスにはクリアにみられる。アメリカの場合、専門認定制度との関連性ははっきりしないが、民事法律扶助の案件の分野別実績で家族法分野の占める割合は一貫して大きい<sup>(53)</sup>。また、刑事法の分野では憲法上の弁護人依頼権の要請から州および連邦の各レベルで公設弁護人制度が定着し、その制度面ならびに実務面での標準化が進められている<sup>(54)</sup>。

さて、専門認定分野の実情に関する分析を終えて、最後に日本においてふさわしい専門認定分野は何かという課題に一応の回答を用意するとしよう。

第1に、一般的な規則性にしたいがい、企業法務に属する分野はあえて専門認定分野とするには及ばず、継続教育または研修制度のような領域に留めておいてよいのではないだろうか。もちろん、当該分野にいわゆるグランドファーザー的な人々、要するに年期のはいったリーダー格の人々が存在し、認定分野の制度化へ向けて積極的にイニシアティブをとるという条件があれば別であろうが。

第2に、事実上の専門弁護士がいて当該分野の業務を独占的に遂行している分野、および平均的にみてどの弁護士もうまくこなせるような業務の分野もあえて専門分野とする必要はないように思われる。この観点からすると、たとえば東京弁護士会の試案では不動産法部が認定分野として挙げられるが、アメリカやカナダと同じ意味でわが国で認定分野として適切かどうかは疑問の余地がある。不動産法という一般的なレベルでは日本の弁護士はほとんどこの分野を扱っていると考えられるからである<sup>(55)</sup>。その反面として、平均的な弁護士の実務水準では不十分な分野、とくに法外の専門的領域と密接に関連する分野では専門認定を通じた要求水準の設定は有益であろう。その意味で近年専門訴訟という観点から問題となっている医療過誤とか建築紛争の分野、それに加えて知的財産法は専門認定分野として適切ではないか。これらの分野は、専門裁判所や専門部の設置といった裁判所の専門化の動きと対応した弁護士業務の専門化という意味がある<sup>(56)</sup>。

第3に、経済的に魅力に乏しい分野が専門認定分野に採択されるという世界的な傾向がみられることから、わが国でも、刑事法、家族法、それに倒産・破産の3分野は率先して認定分野としていいのではないだろうか。当番弁護士需要の増大、自己破産申立と家庭事件で扶助事件の約7割強を占めるといふ民事法律扶助の実態のなかで<sup>(57)</sup>、民事法律扶助法の制定や被疑者公選弁護

制度が実現して法律扶助の制度的枠組みが整いつつある今、専門認定分野として確立しうる条件は整ってきたといえるのではないだろうか。

#### 4 専門弁護士認定基準について

つぎに専門弁護士の認定基準の問題に移ろう。専門認定にあたり、教育と経験の裏づけをどのように測定するか、その方法はどうかという問題である。

まず、認定基準の具体化に先立っての基本的な方向性として2つの考え方がある。東京弁護士会の検討試案が厳格説と相対説として対比しているものである。厳格説とは、専門認定弁護士を真の意味でのスペシャリスト、すなわち当該分野以外の弁護士業務はほとんどおこなっていないような弁護士とみる考えであるのにたいし、相対説は当該分野を他の分野に比較して多く手がけており、処理能力も高いことで足りるとする考えである<sup>(58)</sup>。東弁試案は、日本では相対説が妥当であるとしている。この点めぐってはイギリスでも1990年代半ばに議論があった<sup>(59)</sup>。その結果、専門弁護士をきわめて高度の水準にあるかなり限られた少数の弁護士のグループとみる考え方から、より開放的で多数の弁護士が参入しうる能力の相対的優位性という考え方に転換した<sup>(60)</sup>。専門化の促進、専門的サービスのより広範な供給という観点からは、相対説に立つてこそ専門認定制度の意義が大きいといえるだろう。問題はそこから先になる

##### (1) 認定基準の種類—諸外国との比較

さて、いかなる認定基準が必要かを考えるにあたって、アメリカ、カナダ、イギリスの制度において認定基準がどうなっているか参照し、手がかりとしよう。アメリカはカリフォルニア州、カナダはオンタリオ州の制度を取り上げる。認定基準に用いられている評価ないし測定項目はつぎの7種類に整理で



きる。第7表はこれらの項目に即して各国の基準を比較対照したものである。

①実務経験年数

これは弁護士資格取得後認定申請時までの実務にたずさわった年数である。

②専門分野経験

これは認定申請対象分野の業務を申請前にどれだけ取り扱っているかをみるものである。これを測定する主な指標として3つある。

a) 充当事間の量

当該専門分野の業務に費やした時間の量、または全業務時間に占めるその割合

b) 取扱い件数

当該専門分野に属する事件で取り扱った総件数

c) 取扱い事件のタイプと量

当該専門分野の主要な特定タイプの事件ごとの取扱い件数

③継続教育

申請に先立って受講しなければならない認定機関が指示する研修の時間数

④紹介（同僚評価）

申請者が専門弁護士としての資質を有することを示す、申請者に関りのある一定範囲の弁護士や裁判官などからの紹介状のことである。

⑤筆記試験

⑥面接（interview）

⑦調査書（assessment questionnaire）

認定機関の評価者が評価に必要な種々の情報を書面の形式で求めるものである。とくにイギリスにおいてみられる方法である。

第7表 各国認定基準対照表

基準項目	アメリカ (California)	カナダ (Ontario)	イギリス		
			人身被害	家族（書類審査）	支払不能
実務経験年数	規定なし	7年	3年	3年	3年
専門分野経験					
専門経験年数	—	5年	—	—	—
充当時間量	25%/3年	} 個別分野基準	—	1050時間/3年	600時間/3年
取扱い、件数	—		60(36)件/5(3)年	—	—
特定業務要件	個別分野基準	個別分野基準	あり—略—	なし	なし
継続教育	45時間/3年	90時間/5年	受講実績提出	18時間/3年	受講実績提出
紹介（同僚評価）	9人	4人	任意提出	2人	なし
筆記試験	あり	なし	なし	なし	あり
面接	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて	なし
調査書	なし	なし	必須	必須	必須

アメリカのカリフォルニア州における認定申請のための一般的要件として、まず、専門分野経験で申請に先立つ3年間の総執務時間の最低25%が当該専門分野に費やされていなければならないが、また、当該分野の継続教育を3年間で最低45時間受講していなければならない<sup>(61)</sup>。申請者の専門能力を評価する紹介者は、まず申請者が3名を指定し、その3名各自に対し認定機関がさらに2名ずつを指定してもらうことから都合9名が必要となる<sup>(62)</sup>。さらに筆記試験も必須である<sup>(63)</sup>。

カナダのオンタリオ州の場合、申請前にまず一般的実務経験が最低7年必要で、そのうち最低5年間は当該専門分野に従事していなければならない<sup>(64)</sup>。実質的な専門分野経験が必須であるが、その具体的な要求水準は各専門分野ごとの個別分野基準に委ねられている。継続教育に関しては申請前5年間の各年に最低18時間の関連する研修が要求され、そのうち少なくとも6時間は認定機関の認可にかかるプログラムでなければならない<sup>(65)</sup>。さらに、紹介者も必要で、州弁護士会のメンバーから自己の専門能力を評価しうる4名を申し出なければならないが、筆記試験は課されない<sup>(66)</sup>。

イギリスの場合、個々の専門認定分野を通ずる通則的な一般基準は存在しないので、15のパネルのうち3つだけを取り上げている。「人身被害」は3年以上の実務経験の上に、専門分野経験として5年で60件もしくは3年で36件の人身被害事件の取扱いを要求し、さらに、原告が無能力者のケースとか正式裁判のケースとか特定タイプの事件の取扱い件数も指示されている<sup>(67)</sup>。継続教育に関してはリスク・アセスメントの1日研修が義務づけられているほかは過去3年間の受講実績を提出すればよいこととなっている<sup>(68)</sup>。紹介による同僚評価を提出するかどうかは申請者の任意に任せられている<sup>(69)</sup>。筆記試験はないが、調査書は必須である。

「家族法」専門弁護士の認定基準は、まず3年以上の実務経験が必要である<sup>(70)</sup>。専門分野に関しては直近の3年間に1050時間を家族法業務に費やして

いなければならないが、特定タイプの事件を指定した数値基準はない<sup>(71)</sup>。継続教育は直近3年間に18時間の専門分野の研修を受講していなければならない<sup>(72)</sup>、同僚評価のための紹介者を2名要求される<sup>(73)</sup>。筆記試験はないが、調査書は必須である。

「支払不能」の場合は、3年以上の実務経験の上で申請前の3年間において破産・倒産関係の業務に最低600時間従事していなければならないが、特定タイプの業務遂行に関する数値基準は設定されていない<sup>(74)</sup>。継続教育に関しては受講の実績を示すことが求められるが、数値基準は定められていない<sup>(75)</sup>。紹介者も面接も不要である。前二者のパネルとの大きな違いは筆記試験が必須要件となっていることである<sup>(76)</sup>。

以上の3ヶ国の対比からいえることは、まず、アメリカ及びカナダとイギリスとは認定基準の制度化の仕方がかなり違っているということである。アメリカとカナダの認定方法はほとんど同じで、個々の専門認定分野を通ずる一般的な基準と個々の専門分野ごとの個別基準の2段階構造になっている。第7表に具体的に記載されているのは一般基準である。アメリカもカナダも専門分野の経験を測る基準項目の多くを個別分野基準に委ね、残りは一般基準で定めている。継続教育の必要時間数、紹介者の必要人数などの具体的な数値設定や筆記試験の有無で多少異なるものの基本的構造は同じあって、体系的に制度がつくられているといえる。個別分野基準は個々の認定分野ごとに特有の内容になるが、同一ラベルの分野、たとえば「刑事法」の個別基準をアメリカとカナダで比べてみると、ここでもかなり似通った基準になっている<sup>(77)</sup>。

これにたいして、イギリスの場合はきわめて非体系的で個々の専門分野ごとに認定基準のあり方がかなり異なっている。つまり、スペシャリスト・パネル全体を通ずる一般基準というものはないのである。イギリスの場合の体系的のなさというのは第7表が示すように、たとえば筆記試験に関しては

「人身被害」や「家族法」にはないが、「支払不能」にはあるという点、また、紹介に関しては、「支払不能」では要求されず、「人身被害」では申請者の任意であり、「家族法」では必要人数が指定されている点などに現れている。他にも、専門分野経験や継続教育において、具体的な取扱い時間や取扱い件数、具体的な受講時間や日数を要求しているパネルがある一方、たんに取扱い経験や受講に関する情報の提供を求めているにすぎないパネルもあることなどを指摘できる。

イギリスで個々の専門分野に共通している認定基準は、そしておそらくここに特色があると思われるのが「調査書」による認定審査である<sup>(78)</sup>。具体的な数値基準を設定し、それを満たしているかどうかで判断するのではなく、経験や教育、その他も含んだ詳細な自己申告情報にもとづいて認定の判断がなされるものである。ちなみに、人身被害パネルの調査書は質問数にして26問だが、回答項目数では191項目にのぼる詳細なものである。しかも、「How？」で始まる質問が多く含まれ、量的な情報よりも質的な情報が求められている<sup>(79)</sup>。

結局、認定方式を形式面から大別すれば、アメリカ・カナダ方式かイギリスの調査書方式かということになるであろう。さらに、前者においても筆記試験方式をとるかとならないかのちがいがあ

## (2) 外部評価基準としての専門認定基準

### —イギリスにおける法サービスの質基準

ここで専門認定基準の内容ではなく、そのあり方についてイギリスを例にとって若干検討しておきたい。イギリスの場合、すでに述べたように専門認定分野の多くが法律扶助業務のフランチャイズ契約分野と結びついていて、法律扶助当局は自らが定めた基準を満たす法サービスプロバイダー（ソリシタ以外も含む）のみと契約し、法律扶助業務はそこに排他的に委託されるわ

けである。この基準を「法律扶助フランチャイズ質保証基準」(Legal Aid Franchise Quality Assurance Standard, 以下ではLAFQASと表記する)という<sup>(80)</sup>。

LAFQASは、フランチャイズ・カテゴリーを提示するにあたって、専門化した事務所が自己の専門分野にフィットしたフランチャイズ分野に申込みするよう促している<sup>(81)</sup>。また、マーケット、依頼者のタイプ、提供するサービスを特定した事務所の将来のビジネス計画(Future Business Planning)の作成を要求しており、専門化への選択を迫っているといえる<sup>(82)</sup>。そこで、ロー・ソサエティにとっては外部からの法サービス評価基準であるLAFQASがロー・ソサエティ内部の専門認定基準とどのようにリンクしているか具体的な有り様をみてみよう。

LAFQASは全体で9節から構成され、最後に個別フランチャイズ分野ごとの監督者基準を定めた補遺が付加されている。そして、このLAFQASが向けられている対象は基本的にソリシタ個人ではなく、業務をおこなう組織、つまり、事務所となっている。したがって、事務所運営のさまざまな側面にわたって注文がつけられていて、その一部分としてソリシタ個人の当該フランチャイズ分野の業務遂行に関する基準が設けられている。その部分とは、LAFQASの第6節「質保証基準」の(a)「運営基準および指導要綱」の中の項目L「業務の監督：監督者適格基準」である。ここにいう、監督者(supervisor)というのがフランチャイズ契約を結んだ事務所において当該分野の業務を責任をもっておこなう実際上の専門弁護士であり、専門弁護士認定制度との接点になる。

この部分を要約して引用するとつぎのようである。

#### 第6節 質保証基準 (The Quality Assurance Standard)

- (a) 運営基準および指導要綱 (Management Standards and Guidance Notes)

L. 業務の監督：監督者適格基準 (Supervision of Work-Qualifying Standards)

L1 一般的要件

L1.1 各フランチャイズ分野ごとの監督者の指名

L1.2 監督者の職位を必置とすること

L1.3 監督者の必要条件としての法曹資格ないし法的素養の訓練

L2 フランチャイズ分野の経験、知識、および理解

L2.1 事件処理

監督者は自身による事件取扱量、または監督を通じた事件の取扱量によって当該分野の経験を証明しなければならない。

[ 指導要綱 ]

この基準がパネルの認定基準によって満たされない場合は、分野ごとに個別基準が与えられる。一般的に、この基準は処理の量よりも仕事や活動の範囲に関心をもつ。

L2.2 経験の長さ

監督者は直近5年の間にフルタイムの場合は3年、パートタイムの場合は5年を最低期間として当該分野の経験を積みねばならない。

[ 指導要綱 ]

この基準は当該分野において必要な経験を獲得するのにかかる最低期間を意味する。パネルの専門認定が監督者適格基準であれば、この基準が満たされていることを証明する必要はない。

L2.3 知識の維持

監督者は当該分野に関する別個の研修を各年最低3つ受けなければならない。

[ 指導要綱 ]

研修コースは、原則としてロー・ソサエティ認可のものでなければならない。

#### L2.4 知識の伝達

監督者は当該分野の法に関する最新の知識を伝達するために、法の変更後1年以内に少なくとも1回法のアップデートに関する研修を受けなければならない。

##### [指導要綱]

最新知識の取得と伝達方法には、関連雑誌や出版物の購読などがある。

#### L2.5 受任可能範囲と紹介

自己の専門性の範囲内の事件のみを取り扱うようにすることが監督者の責任であり、それを越えるものは他に紹介しなければならない。

##### [指導要綱]

ソリシタ実務規則 (Solicitor Practice Rule) 12. 02と同旨である。

上をみてわかるように、ここでは専門弁護士的能力に関する評価基準について、それほど詳細かつ広範な定めがあるわけではない。具体的な評価項目はL2で言及されている。第1の要件が、L2.1の事件処理である<sup>(83)</sup>。監督者は直接または監督を通じて一定量の当該分野の事件を取り扱っていなければならないということである。L2.1の指導要綱の規定から明らかなように具体的な水準はロー・ソサイエティのパネルの認定基準に委ねられている。パネルの基準では不十分な場合、個々のフランチャイズ分野ごとの監督者適格基準を定めたLAFQASの補遺において必要な水準が定められている。一般的に、この要件はたんなる事件処理の量よりも業務や活動の範囲に関心をもつとして



おり、事件の数だけでなく、事件のタイプ、事件処理に関する諸活動、例えば交渉、代理、紹介など事件処理の質的な側面を重視した要件設定であることがうかがわれる。

第2が、L2.2の経験の時間的長さの要件である<sup>(84)</sup>。ここでは当該専門分野に従事すべき最低必要期間がフルタイム3年、パートタイム5年と具体的に年数で定められている。そして、L2.2の指導要綱で、パネルの専門認定基準が監督者適格基準であるならば、原則的にはこの要件を満たしていることを証明する必要はないとされている。

第3の要件は、L2.3の知識の維持である<sup>(85)</sup>。そのために監督者は当該分野に関する別個の研修を各年最低3つは受講しなければならないとされている。そして指導要綱において、この研修コースはロー・ソサエティが継続教育のために認可しているものに限られるとしている。それゆえ、ここでは基準設定にあたり、弁護士団体の継続教育制度とのリンクが図られているといえる。

第4に、L2.4で法改正や判例変更に関して監督者に法知識の不断のアップデートを要求している<sup>(86)</sup>。加えて、業務に関連する法律に重要な変更があった場合、監督者はその1年以内に少なくとも1回改正法に関する研修を受講し、それによって得た情報を被監督者等に周知しなければならない。指導要綱においてはアップデートの方法や最新知識の伝達のあり方が指示されている。

第5は、L2.5の受任可能範囲と紹介である<sup>(87)</sup>。すなわち、自分が能力的に取り扱える事件とそうでない事件との適切な振り分けの要求である。このことは適切な弁護士紹介のシステムを必要とする。これとの関連でLAFQASの他の箇所で紹介に関する要件が定められている。それによれば、すべての事務所がそのサービスを通して提供できるものの明確な記述、逆から言えばできないものの明確化を求めるとともに、紹介に関しては個別事務所の紹介シ

システムと法律扶助当局が開発する紹介システムとの連携を求めている<sup>(88)</sup>。

以上から、L2.1とL2.2においてロー・ソサエティのパネル認定が監督者の適格認定要件を満たすものとなっている。フランチャイズ・カテゴリーの中では、家族、移民、精神衛生、人身被害、医療過誤、および犯罪の各分野においてこのことがあてはまる。

このようなLAFQASとパネル認定との関係にはどのような意味があるだろうか。まずいえることは、法サービスの質に関する弁護士団体の自律的な基準と弁護士の外部からの基準との相互作用である。ある程度まで形の上では、アメリカやカナダの制度にみられた一般基準と個別分野基準の関係に似ている。しかし、もっと明確に内と外が絡み合うダイナミックな関係である。それはおそらく直接的にはLAFQASが法律扶助という具体的政策の実施に関する基準であるからであろう。そして、法サービス供給への公的資金の投入は良質のサービスがなされることを要請し、その実現の不可欠の要素として専門化を位置づけている。一般的にいて専門化が法サービスの質の向上に寄与することは確かであろうが、内部的な専門化にとどまらず、専門認定に際してLAFQASのような外部評価基準があるということは、それを通して法律扶助を受ける依頼人や一般市民、さらには企業などを含めた納税者の観点などが専門認定基準に反映するということである。専門認定基準が外的に開かれたものになる通路があることは望ましいことであり、LAFQASはひとつのモデルといえるのではなかろうか。

### (3) わが国における認定基準の検討

さて、最後にわが国で専門弁護士認定制度を導入する場合の認定基準について考えたい。第7表に整理した実務経験年数から調査書にわたる7つの基準項目に即して適切性と実現可能性という観点から一考してみよう。

#### ①実務経験年数

各国では3年ないし7年の年数設定がみられる。より細かく見ると、実務経験年数を専門分野経験年数とは区別してより長く設定しておいた上で、さらにその中で専門経験年数を設定するというやり方と、最初から、3年なり5年なりで必要実務経験年数＝専門分野経験年数として設定するやり方のちがいがみられる。カナダはより長い実務経験年数7年を設定したうえで5年という専門分野経験年数を定めているが、アメリカとイギリスでは必要な専門分野経験年数と必要実務経験年数を一致させている。結局、カナダ方式とアメリカ・イギリス方式のいずれかの選択の問題となる。この差異は、いってみれば年期を問わず、できるだけ早く専門化を促す体制を整えるか、専門弁護士の年齢を一定の高さにまでもっていくという姿勢のちがいであろう。日本ではどちらがいいか判断しがたいが、前述の東弁試案が後者を採用しており、さしあたりそれが妥当ではなかろうか。

### ②専門分野経験

これはきわめて重要な評価方法でどの国でも共通にみられる。専門分野に充当する時間の量や割合、専門分野の事件の取扱い件数は端的に量的に経験を測定しようとするものであるのたいし、特定タイプの事件の取扱いは量そのものというよりはむしろ専門分野内での経験の広がりや量を測定しようとするものである。専門分野経験の評価のためにこの種の方法を導入しようとする場合の問題は、日本において量的な指標として可能かどうかである。タイムチャージ制をとらず、年間平均手持ち件数が国際的にみて少ない日本の弁護士の現状からすると否定的にならざるをえない<sup>(89)</sup>。しかし、可能性は低くとも適切性から見地からはこの評価方法をなんとか認定基準に盛り込まなければならないと思う。そして、それは量的にではなく、質的にならざるをえないだろう。

### ③継続教育

すでにみたように、この方法による評価は広く取り入れられ、不可欠のも

のといえよう。そして、②の専門分野経験という量的な評価方法とは異なり、この評価方法は日本において容易かつ効果的な方法だと思われる。その理由は近時弁護士会の研修制度が発展充実してきており、それと認定制度との連動が可能だと考えるからである<sup>(90)</sup>。連動を考慮した認定制度の設計（たとえば、日弁連内部での委員会間での協議、法以外の専門的な事柄については外部委託研修など）が必要になると思うが、実施可能性の高い方法ではなからうか。

#### ④紹介（同僚評価）

これは、アメリカ・カナダ方式の重要な評価項目となっているし、また、東弁試案でも採用されている。ただ、日本でピア・レビューということが理科系の学問の世界以外で定着しているとはいいがたい<sup>(91)</sup>。それなりの信頼性が確保できる実施の可能な方法ではあり、また適切な方法であろうが、日本ではその実効性は未知数であり運用の仕方に大きく依存するであろう。

#### ⑤筆記試験

筆記試験による専門認定はカナダにはなく、イギリスでも例外的であるので、アメリカ方式といってよいだろう。アメリカでは筆記試験は標準的な基準項目である。これはかなりアメリカ特有の事情によるものと推測される。すなわち、経済的にみて教育サービスが2番目に大きな産業であることを背景にして、専門職の教育訓練に関してもテストやカウンセリングをおこなうサービスが広く普及し、定着しているという事情があると思われる<sup>(92)</sup>。弁護士の実務能力の教育訓練の世界にもこの種のアウトソーシング可能なサービスが浸透しているとすれば、日本とは社会的条件が大きく異なる。結局、筆記試験は日本では少なくとも当面は困難ではないだろうか<sup>(93)</sup>。

#### ⑥面接

この方法はどこでも補助的な方法として用いられている。同様に、日本でもこれを主たる方法とする積極的な理由は浮かばない。一般的に言って、認

定の客観性という点で主たる方法とするのはむしろ不適切であろう。

#### ⑦調査書

これはイギリス方式に特徴的な評価方法である。形の上では認定申請にあたって提出しなければならない申請書類の一部であるが、たんなる申請用紙のようなものではなく、これによって、単純に、設定された経験や知識の量的水準を満たしているかどうかをみるのではなく、特定のタイプの取扱い事件の活動態様なども記述させ、経験を質的に把握できる方法である<sup>(94)</sup>。量的な指標の設定が困難な日本の弁護士の業務実態から見てこの方法を採用するのがいいのではなかろうか。どのような事項について、どのように問うか実際上の問題になるが、取扱い事件が少数でも経験を把握するには質的な方法による以外なく、それにはこの調査書方式がさしあたり参考になるであろう。

## 5 結語

これまで、諸外国の専門認定分野および専門認定基準の概観と対比を通じて、理論的というよりは経験的、帰納的な根拠をふまえて、わが国で専門認定制度を導入するならば、さしあたり望ましいと思われる分野と基準について言及してきた。最後に、もう一度整理して結びとしたい。

専門認定分野については網羅的（もっぱら情報公開を主眼とする観点）ではなく、戦略的に設定することが重要である。ここでの戦略的視点とは専門分野業務の採算性であり、つぎのような図式をにらんだ戦略である。

実入りの少ない分野→専門認定→薄利多売的な業務形態の促進  
したがって具体的専門分野としては、とくに刑事や法律扶助対象分野、あるいは少額事件などを業務として可能ならしめるように専門認定制度を活かしていくことが望まれる。当然ながら、このような戦略にとって、起訴前を含む公的弁護制度と民事法律扶助の存在と拡充が必要条件となる。

専門認定基準については、一般的かつ暫定的な見通しにすぎないが、継続

教育（研修）、および調査書の2つの項目を中心とした認定評価が日本の現状では適切かつ実施可能性が高いものと思われる。そこから先、各項目にどのような水準を設定するかは国により、また分野により違ってくる。この作業は個別専門分野の業務内容の綿密な分析なしにはなしえないことで、本稿の範囲を超える。

本稿では、制度の詳細設計はむろんのこと、基本設計のレベルにさえ達していない。せいぜいのところ茫漠とした設計思想レベルの事柄を語ったにすぎない。あるいはもう少しひいき目に設計戦略といってもいいかもしれない。そのポイントは能力と採算の2つに集約される。専門認定制度とは専門能力を公認された弁護士がその専門分野の業務で経営を維持していくことを事実上保障するものとしてつくられなければならないというのが基本的発想である。

この発想から導かれる系として、専門認定制度が独立して完結したのではなく、一方において研修制度（能力面）と、他方において紹介制度（業務面）と有機的に連携して設計される必要があるということも付言しておきたい。

## 注

- (1) 平成13年法律第41号
- (2) 「司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律」平成15年法律第128号
- (3) 日本弁護士連合会会則第29条の2（平成12年3月改正、同年10月施行）
- (4) 司法制度改革審議会意見書、Ⅲ-3-3-(3)およびⅢ-3-4
- (5) 「弁護士及び外国特別会員の業務広告に関する運用指針」第1-2-(11)
- (6) ドイツの租税法弁護士、アメリカの特許弁護士・海事弁護士のよう、かなり古くから弁護士の一部に特殊な制度的カテゴリーが存在しなかったわけではないが、これらはその国固有の特殊事情によるものだったと思われる。
- (7) 須網隆夫「ヨーロッパにおける弁護士業務の専門化の状況」自由と正義第42巻7号67-72頁（1991年）

- (8) より詳しくは、拙稿「弁護士業務の専門分化」福岡大学法学論叢第44巻1号134-146頁（1999年）
- (9) Peel v. Attorney Registration & Disciplinary Commission of Illinois, 496 U. S. 91 (1990)
- (10) ABA Accreditation of Specialty Certification Programs for Lawyers
- (11) ABAのCommittee on Specializationのウェブ・サイトの情報によれば(<http://www.abanet.org/specalization/state.html> (2004年2月20日閲覧))、直接認定の州はアリゾナ、カリフォルニア、フロリダ、ルイジアナ、ニュージャージー、ニューメキシコ、ノースカロライナ、サウスカロライナ、およびテキサスであり、団体認定の承認制度の州はアラバマ、コネチカット、ハワイ、アイダホ、インディアナ、メイン、ミネソタ、オハイオ、ペンシルベニア、およびテネシーである。このうち、アリゾナ、カリフォルニア、ルイジアナ、サウスカロライナ、テキサスの諸州は直接認定制度に加えて団体認定の承認制度をもっている。
- (12) 認可されているのは以下のような団体である。
- ・ American Board of Certification
  - ・ American Board of Professional Liability Attorneys
  - ・ National Association of Estate Planners & Councils Estate Law Specialist Board, Inc.
  - ・ National Board of Trial Advocacy
  - ・ National Elder Law Foundation
- (<http://www.abanet.org/specalization/state.html> (2004年2月20日閲覧))
- (13) マリリン・ピルキントン(行澤一人訳)「カナダ法学教育における大学と法律家の役割」神戸法学雑誌第49巻3号（2000年）30-31頁
- (14) [http://www.lsuc.on.ca/services/services\\_specialist\\_intro\\_en.jsp](http://www.lsuc.on.ca/services/services_specialist_intro_en.jsp)（2004年2月21日閲覧）
- (15) The Law Society of Upper Canada, Rules of Professional Conduct, Rule 3.05 (2)
- (16) Sherr, A. & Webley, L., Legal Ethics in England and Wales, 4 International Journal of the Legal Profession 129 (1997)
- (17) <http://www.lawsociety.org.uk/>（2004年2月10日閲覧）
- (18) Consultation on Accreditation for Solicitors to act for people who lack capacity ([http://www.lawsociety.org.uk/dcs/forth\\_tier.asp?section\\_id=3509](http://www.lawsociety.org.uk/dcs/forth_tier.asp?section_id=3509), 01/07/14 visited)
- (19) 濱野亮「イングランドにおけるコミュニティ・リーガル・サービスの創設（2・完）」立教法学59号（2001年）135頁；ちなみに、1996年度のソリシタ全

体の報酬額に占める法律扶助の割合は15.1%だという（我妻学「英国における近時の民事司法改革の動向（2）」東京都立大学法学会雑誌第39巻2号（1999年）7頁）。

- (20) 導入時のフランチャイズ制については長谷部由紀子「イギリス法律扶助の変貌」自由と正義第46巻6号（1995年）39-42頁。なお、このフランチャイズを取得するためにソリシタが満たさなければならない基準が政府の法律扶助当局によって作成されている。その内容は不断に改定されているとともに、その名称も変遷している。最初は“Franchise Specification”と呼ばれていたが、その第3版から“Legal Aid Franchise Quality Assurance Standard”と改められ(Cook, M., *Cook on Costs* (Butterworths, 1998) at 377)、さらに、1999年の法律扶助制度改革にともない、現在では“Specialist Quality Mark Standard”と呼ばれている(<http://www.legalservices.gov.uk/qmark/>)。
- (21) 詳しくは、濱野亮「イングランドにおけるコミュニティ・リーガル・サービスの創設（1）」立教法学58号（2001年）68-70頁；我妻学「英国における1999年司法へのアクセス法について（1）」東京都立大学法学会雑誌第41巻1号（2000年）72頁
- (22) 岡崎克彦「ドイツにおける弁護士とその業務の実情について（3）」判例時報1797号（2000年）23-24頁
- (23) 仄聞するところによれば、特定の医学会に所属していないのにその学会と対応する診療科名を表示したりすると、近隣の医師からその表示に対するクレームがつかれたりすることである。事実上の専門化に対応した表示を強いるインフォーマルなコントロールが働いていることがうかがわれる。
- (24) 日本専門医認定機構のウェブサイト(<http://senmon-i.umin.jp>)に概要とデータが掲載されている。
- (25) 平成14年厚生労働省告示第158号「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告することができる事項」の26。なお、加えて厚生労働大臣がおこなう認定団体の認可の基準が平成14年厚生労働省告示第159号として定められている。
- (26) したがって、日本の弁護士の専門分化の現状では東弁にみられるような弁護士会関与の弁護士情報提供制度にとどまってしまうであろう。
- (27) 専門化 (specialization) の概念規定の問題にかかわる。この点については、拙稿前出注（8）176頁の脚注（76）を参照。
- (28) 拙稿前出注（8）138、149頁
- (29) ABAのセクションに関する情報は、<http://www.abanet.org/sections.html> で参照できる。特定の法分野や実務分野ごとの弁護士の集まりという点では、日本ではたとえば東京弁護士会の法律研究部のようなものと性格的にはバ



ラレルといえよう。

(30) A B A の「専門化委員会 (Standing Committee on Specialization)」のウェブサイトに掲載されている State Status Report から集計した (2004年2月20日閲覧)。

(31) 第2表中、下記のラベルは個々のプログラムの名称をまとめたカテゴリーである。

破産法 : bankruptcy, business bankruptcy, consumer bankruptcy, creditor's right, personal & small business bankruptcy

家族法 : family, family & marital, matrimonial

不動産法 : real estate, real property, farm/ranch/residential real estate

税法 : tax, taxation

遺言・信託・遺産 : estate planning, estate & trust, trust & probate, wills/trust/estste, estate planning & probate

上訴 : appellate, civil appellate, criminal appellate

天然資源 : natural resources, oil/gas/mineral

行政法 : administrative, city/county/local government

専門家責任 : accounting professional liability, legal professional liability, medical professional liability

第2表中、下記のラベルは、個別のプログラムの名称である。

海事 : Admiralty / 航空法 : Aviation law / 保健法 : Health care law

国際法 : International law / 環境法 : Environmental law

消費者法 : Consumer law / 企業争訟 : Business litigation

(32) 拙稿前出注 (8) 143-144頁

(33) 拙稿前出注 (8) 135頁および脚注

(34) 「建設法」という分野にたいして与えられている定義によれば、建設契約の交渉や作成におけるあらゆる建設産業関係者の代理、建設契約のもとで生ずる紛争の解決が基本的な内容である ([http://www.lsu.on.ca/public/public\\_specialist\\_areas\\_en.shtml](http://www.lsu.on.ca/public/public_specialist_areas_en.shtml))。

(35) Law Society Guide to the Police Station Representative Accreditation Scheme v12 (1 September, 2002) p. 3

(36) 長谷部由紀子『変革の中の民事裁判』38頁 (東京大学出版会1998年)

(37) Abel, R., The Legal Profession in England and Wales (Blackwell, 1988) at 185

(38) 濱野、前出注 (19) 137頁 ; 我妻、前出注 (21) 61頁

- (39) Insolvency Information Pack Letter v19
- (40) Mental Health Review Tribunal Panel Procedures and Annexes v3 (The Law Society, 9 May 2002) p. 4
- (41) リーガル・エグゼクティブについて、本間正浩「イングランドにおける「隣接法律業務」(2・完)」自由と正義第48巻8号(1997年)86-88頁。ソリシタと並んでリーガル・エグゼクティブも専門認定の対象としているパネルには、「子の監護」「医療過誤」「精神衛生」「人身被害」「家族法」「家族法上級」「移民法」「家事調停」「民事・商事調停」の9分野がある。
- (42) 東京弁護士会業務改革委員会「意見書」(平成13年3月6日付)
- (43) 東京弁護士会弁護士情報提供システムは東弁のウェブサイト(<http://www.toben.org.jp>)で提供されている。
- (44) たとえば、カリフォルニア州では認定分野として“criminal law”と“criminal trial”の2つのプログラムが併存していて、前者のほうは事実審と上訴審の両方の他、少年事件なども含むより包括的な分野として定義されている。(cf. the standards for certification and recertification in criminal law, at <http://www.calbar.org/2spe/3specrim.html>)
- (45) 専門家認定委員会が定めるcriminal lawの定義によれば、公訴、事実審および上訴審での刑事弁護、その他の刑事案件に関する実務が含まれる。(cf. standards for certification criminal law)
- (46) Criminal Litigation Accreditation Scheme Stage 1 Assessment and Accreditation Procedures v4 (The Law Society, 17 April 2002) p. 4
- (47) アメリカにみられる破産分野の個別プログラムの名称をあげておこう。bankruptcy, bussiness bankruptcy, consumer bankruptcy, creditors' rights, personal & small business bankruptcy, bankruptcy & debtor/creditor
- (48) 1981年、ABAの専門化委員会は専門認定のモデル基準を作成するために、認定分野のラベルとその内容定義に関する意見を求めて、ABAの各セクションからの代表者会議を開いた。そこではいくつかのセクションから専門認定制度自体にたいする強い反対意見が出された。その中にあったのが独占禁止法セクションとビジネスロー・セクション(当時は、Section of Corporation, Banking and Business Law)という企業法務分野であった。(Winter, B., ABA Section Reps Blast Specialization Proposals, 67 ABA Journal (1981) 691-692)
- (49) このコンヴェイヤンシングというのがいかなる業務かについては本間正浩「イングランドにおける「弁護士」業務(2・完)」自由と正義第49巻6号(1998年)63-65頁がわかりやすい。また、歴史的にみたソリシタとコンヴェイヤンシ

ング業務との関係については、Hanlon, G., *Lawyers, the State and the Market* (Macmillan, 1999) at 41-73

- (50) Abel, 前出注 (37), at 219. ただし、1980年代以降ソリシタの職域が多様化し、専門化が進むとともに、コンヴェイヤンシングの占める比重は低下している。ロー・ソサイエティが定期的におこなっている統計調査に用いられる業務分類に個人間の不動産取引である「居住用コンヴェイヤンシング (residential conveyancing)」というカテゴリーがあるので、そこからの収入の総報酬に占める割合の動きをみると、1989年には21.2%、1994年には16%と低下している(本間、前出注 (49) 66頁)。1999年では15%である (the Law Society, *Key Fact 2000 : the Solicitors' Profession*, at 11, 33)
- (51) Abel, 前出注 (37), at 219. 1980年代以降について、ロー・ソサイエティの調査から遺言・信託業務がソリシタの総報酬中に占める割合をみると、1989年が8%、1994年が10%であり (Boon, A. & L. Jennifer, *The Ethics and Conduct of Lawyers in England and Wales* (Hart, 1999) at 59)、1999年が8%である (the Law Society, *Key Fact 2000 : the Solicitors' Profession*, at 11, 33)。
- (52) Legal Aid Board, *Legal Aid Board Annual Report (1999-2000)* p. 37.  
 なお、医療過誤事件を別として人身被害事件については2000年4月から原則として扶助対象外となった(詳細は、我妻学前出注 (21) 72頁、濱野亮前出注 (21) 69頁)。
- (53) 1988年には全米の集計で家族法分野が31%ともっとも多かった(山城崇夫「リーガル・サーヴィシズ・コーポレーションの事業と課題」法律扶助協会編『リーガル・エイドの基本問題』(第一法規、1992年) 155頁)。1999年でもやはり36%と最大の割合を占めるカテゴリーである (Legal Services Corporation, *Serving the Civil Legal Needs of Low-Income Americans: A Special Report to Congress* (April 30, 2000) p. 7, at <http://www.lsc.gov/pressr/EXSUM.pdf> (2004年3月5日取得))。
- (54) ただし、現在策定されている標準のなかには、公設弁護人を含めた公的弁護の担い手にたいする実務能力の指針が含まれているが、専門認定への言及はなされていない。たとえば、全国標準として、ABA, *The Ten Principles of a Public Defense Delivery System*, 6 (February 2002); National Legal Aid & Defender Association, *Performance Guidance for Criminal Defense Representation*, 1.2, 1.3(a) (1995)など (いずれも、[http://www.nlada.org/Defeder/Defender\\_Standards/Defender\\_Standards\\_Home](http://www.nlada.org/Defeder/Defender_Standards/Defender_Standards_Home)から参照した(2004年3月8日閲覧))。
- (55) 日本弁護士連合会「日本の法律事務所2000」自由と正義第53巻13号 (2002

年) 66頁

- (56) 裁判所の専門化の動きは、近年の東京地裁や大阪地裁における医事関係事件、建築関係事件、知的財産権関係事件の専門部の設置や、現在法案が国会に上程されている知的財産高等裁判所の創設などに現われている。
- (57) 当番弁護士需要の増大については、日本弁護士連合会『弁護士白書』2002年版 53-57頁。法律扶助事件の種類別内訳について、月刊司法改革No. 6 (2000年3月号) 43頁。
- (58) 前出注 (42)
- (59) Sherr, A. & Webley, L., *supra* note 16, at 129
- (60) ロー・ソサエティが発するパネルの新設に関するコンサルテーションにおいて、この間の経緯が述べられている。たとえば、ロー・ソサエティのウェブ・サイトの移民のページ中のImmigration Law Accreditationの項目参照。  
(<http://www.lawsociety.org.uk/> (2003年3月20日閲覧))
- (61) Rules Governing the State Bar of California Program for Certifying Specialists 4.1, 6.1
- (62) *id.*, para. 9. 1
- (63) *id.*, sec. 8
- (64) The Law Society of Upper Canada, By-Law 38, 16(1)
- (65) The Law Society of Upper Canada, Policies Governing the Specialist Certifying Program, p. 9
- (66) The Law Society of Upper Canada, By-Law 38, 17(3)(b)
- (67) Personal Injury Panel Procedural Notes & Assessment Questionnaire v 16 (16 March 2001), paras. 3. 1(iii), 3. 2(i)(ii)
- (68) *id.*, para. 3. 3(i)(ii)
- (69) *id.*, para. 6. 2(a)
- (70) Family Law Panel Procedures v11 (8 January 2004), para. 3. 1. 1
- (71) *id.*, para. 3. 1. 6
- (72) *id.*, paras. 3. 1. 5, 8. 3. 2
- (73) *id.*, para. 3. 1. 6(ii)
- (74) Procedure for Authorisation to Act as an Insolvency Practitioner (9 October 200), para. 4. 1(b)(i)(ii)
- (75) *id.*, para. 8. 3
- (76) *id.*, para. 4. 1(b)(iii). なお、この試験はJoint Insolvency Examinationといい、ロー・ソサエティの外部の機関であるJoint Insolvency Examination Boardが実施主体になっているものである。
- (77) 刑事法分野の認定基準のごく簡単な国際比較について、拙稿「弁護士改革と

しての専門弁護士認定制度」月刊司法改革No.13（2000年10月号）22頁

- (78) ここで「調査書」とは、形の上では認定に際し提出しなければならない申請書類である。評価のための詳細な必要情報の記載が求められる。「家族法」では“assessment”、「人身被害」では“assessment questionnaire”、「支払不能」では“application form”などパネルごとに用語は必ずしも一定していないが、実質に着目して「調査書」と呼ぶことにした。
- (79) ちなみに、「家族法」パネルの調査書は、第1部personal background、第2部professional experience、第3部professional practice and development、第4部demonstration of understandingの4部からなっていて、能力や経験を問う第2部と第3部の質問数は合計61ある(Family Law Panel Assessment and Summary Sheets v3, 24 June 2003)。
- (80) 正確に言うと、LAFQASは1999年の「司法へのアクセス法」による法律扶助制度の改革にともない、別の新しい基準によって置き換えられた。これをSpecialist Quality Markという。ただ、LAFQASの内容はほとんどそのまま受け継がれていて、LAFQASとスペシャリスト・パネルの認定との関係についても内容的な変化はないので、本文ではLAFQASを取り上げている。
- (81) LAFQAS 3. 2. 3
- (82) LAFQAS 6(a)H1. 1
- (83) 現行のSpecialist Quality Markでは、Specialist Quality Mark Standard D3. 2(a)が対応している。
- (84) 現行のSpecialist Quality Markでは、Specialist Quality Mark Standard D3. 2(a)が対応している。
- (85) 現行のSpecialist Quality Markでは、Specialist Quality Mark Standard D3. 4が対応している。
- (86) 現行のSpecialist Quality Markでは、Specialist Quality Mark Standard D4. 5が対応している。
- (87) 現行のSpecialist Quality Markでは、Specialist Quality Mark Standard D4. 3が対応している。
- (88) 能力の限界を超える事件の紹介手続の要件はLAFQAS 6(a)Z1. 2に定められている。現行のSpecialist Quality Markでこれに対応しているのは、Specialist Quality Mark Standard B1. 2である。
- (89) 日弁連の弁護士業務に関する2000年調査によれば、日本の弁護士の1人あたりの平均手持ち事件数は全国平均で39.7件である。また、報酬をタイムチャージで受けとったことのある弁護士の割合は、全国平均で20.4%である。（「日本の法律事務所2000」自由と正義第53巻13号（2002年）50, 162頁）
- (90) 日弁連の研修制度の概況については、鈴木正真「弁護士継続研修の飛躍的充

実を」月刊司法改革No.13 (2000年10月号) 16-19頁

- (91) 「ピア・レビュー」ということばは今日、かなり人口に膾炙したことばとなってきたが、用語辞典等の説明では主として理科系の学問研究活動の評価を念頭に置いている(たとえば、『イミダス』2000年版(自由国民社)887頁)。近年では文科系の学問領域にも散発的に広まっているようであるが、管見するかぎり理系分野であっても専門職業能力の制度的な評価方法としてはおこなわれていないように見える。
- (92) アメリカ労働統計局(the Bureau of Labor Statistics)によれば、教育サービス(educational services)は2番目に大きな産業であり(<http://stats.bls.gov/cg/cgs034.htm>)、アメリカ標準産業分類では「教育サービス」(コード番号61)の中の小分類項目に「教育テスト開発と評価サービス(educational test development and evaluation services)」(コード番号6117102)がある(US Census Bureau, 1997 Economic Census, Educational Bureau, Establishment and Firm Size (October 2000) Appendix B-4)。これに対応する分類項目は日本標準産業分類には存在しない。
- (93) もっとも、近年の日弁連法務研究財団による法学検定試験や法科大学院適性試験といったテスト・サービスへの進出は試験方式の潜在的可能性をうかがわせる。
- (94) 具体的な例をあげると、たとえば、家族法パネルの調査書では仮設例や実際に取り扱った事件について300語以内で記述させる質問が18問含まれている(Family Law Panel Assessment and Summary Sheets v3, Part 4)。人身被害パネルの調査書でも同様に、過去1年間に処理を終えた3つの訴訟事件を選んで各事件につきその概要や経過を記述・説明させる質問がみられる(Personal Injury Panel Procedural Notes & Assessment Questionnaire v16, Question 19)。

[付記]

本稿は、2001年7月19日に開催された東京弁護士会夏期研修会第7分科会で筆者がおこなった報告にもとづいている。本稿のための貴重な機会を与えていただいた第7分科会の関係者の方々にこの場をかりて厚くお礼申し上げます。